

「元気らかね」声かけ活動

# 声かけ訪問員の手引き



みんなの力をあわせて、  
安心して暮らせる地域  
をつくしましょう！



～みんなが安心して、いきいきと暮らせるまちに～

三条市社会福祉協議会

## はじめに

三条市では、高齢化率が25%を超え、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯数も年々増加しています。

これからは、地域で暮らす私たちが日常生活の中でそうした方々を見守り、必要な支援を行うことによって、みんなが安心して暮らせる地域をつくっていくことが大切です。

社会福祉協議会では市と連携し、「困ったときはお互いさま」の精神で支え合う「共助」の仕組みづくりに取り組んでいます。

この仕組みづくりには、地域のみなさんのご理解とご協力が不可欠です。多くのみなさんの力を少しずつ合わせて、安心していきいきと暮らせるまちをつくっていきましょう！



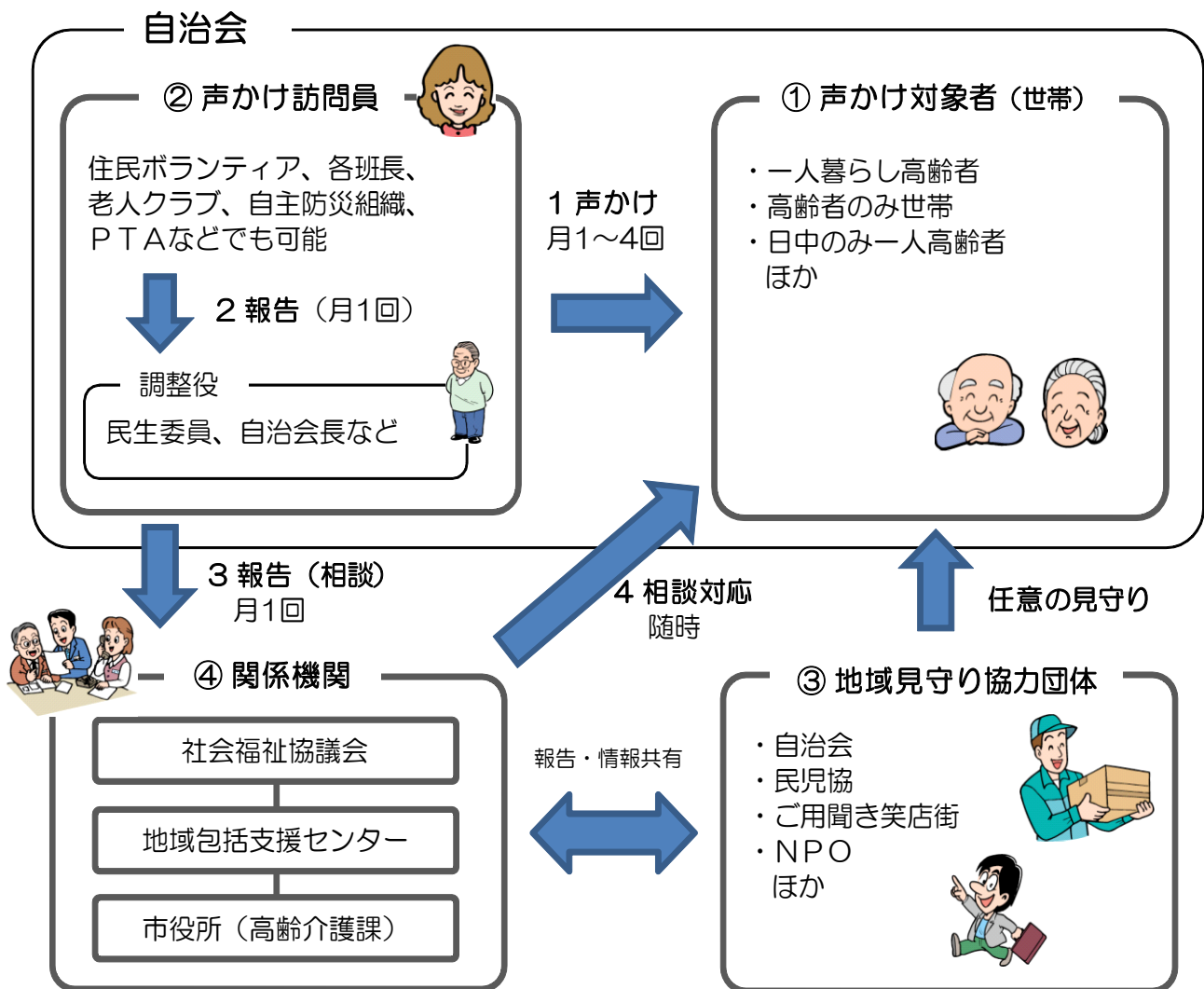
## 目 次

- 1 「元気らかね」声かけ活動とは . . . . . 4
- 2 声かけ訪問員の活動 . . . . . 6
- 3 訪問員の登録と声かけ対象者の決定 . . . 7
- 4 活動の方法について . . . . . 8
- 5 その他の留意事項 . . . . . 11
- 6 関係機関などの連絡先 . . . . . 11

# 1 「元気らかね」声かけ活動とは

「元気らかね」声かけ活動は、地域住民などが主体となつて、一人暮らし高齢者などの方々への声かけ活動などを行うものです。このことを通じて日頃から地域の中で相互に支え合う仕組みをつくっていきます。

## 「元気らかね」声かけ活動 基本イメージ

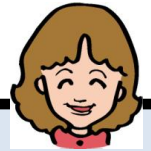




### ①声かけ対象者

⇒一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、日中ひとりになる高齢者世帯などで声かけを希望する方

希望する方は登録申請書の提出が必要です。



### ②声かけ訪問員

⇒一人暮らし高齢者などの世帯に、声かけや巡回確認などの活動を行います。

\*登録手続き(守秘義務の誓約など)が必要です。



### ③地域見守り協力団体

⇒商品宅配サービスのほか、日常活動の範囲内で、「ゆるやかな見守り」を行います。

\*登録手続き(守秘義務の誓約など)が必要です。

### ④関係機関(社会福祉協議会、地域包括支援センター、市役所)

⇒声かけ対象者と声かけ訪問員の調整を行ったり、声かけ訪問員からの報告を受けて、声かけ対象者に必要な支援を行います。



### ※民生委員のバックアップ

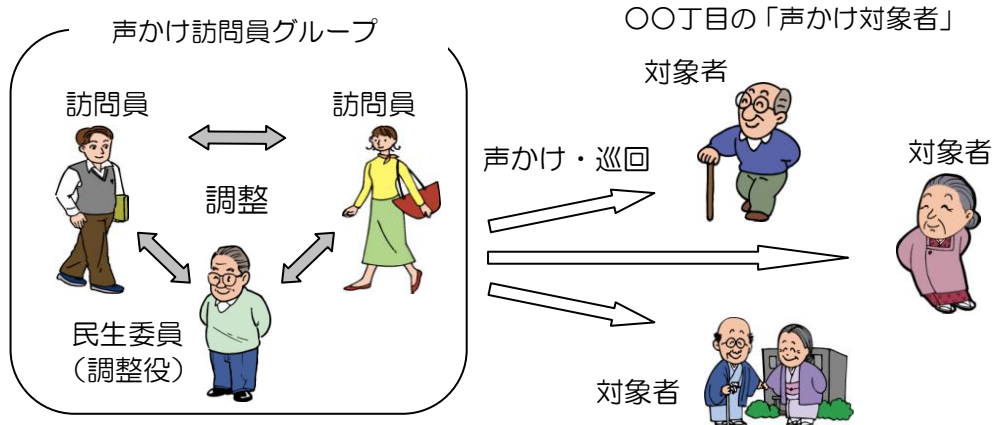
各地区の民生委員の方々が調整役として地域の情報を共有し、訪問員等と一体となって見守りを行います。



## 2 声かけ訪問員の活動

### <活動の原則>

原則として、一定の地域内の「声かけ対象者」に対して「声かけ訪問員グループ」をつくり、訪問します。



訪問員の都合をリーダーが調整しながら、グループ単位で対応します。

### <活動の内容>

#### ◆声かけ

声かけ対象者のお住まいに週1回訪問して、安否確認や市に提出する書類をお預かりするなどのお手伝いをします。

また、緊急時には警察や救急の通報を行います。

#### ◆巡回確認

声かけ対象者のお住まいの外観を巡回確認します。(週1回)

また、緊急時は声かけ見守りと同様の対応も行います。

社会福祉協議会へ  
(記録票、電話報告等)

報告

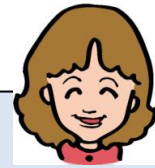
緊急事態!

警察・救急の  
通報



### 3 訪問員の登録と声かけ対象者の決定

#### <訪問員の登録>



##### 声かけ訪問員

①声かけ訪問員登録申請書を社会福祉協議会に提出ください。

①



登録申請書の  
提出

②



訪問員グッズ  
の配布

##### 社会福祉協議会



②申請に基づいて、訪問員グッズ（訪問員証等）を配布します。

#### <声かけ対象者の決定>



##### 声かけ対象者

①「元気らかね」声かけ活動登録申請書を社会福祉協議会に提出ください。

①



登録申請書  
の提出

②



決定通知書  
の送付

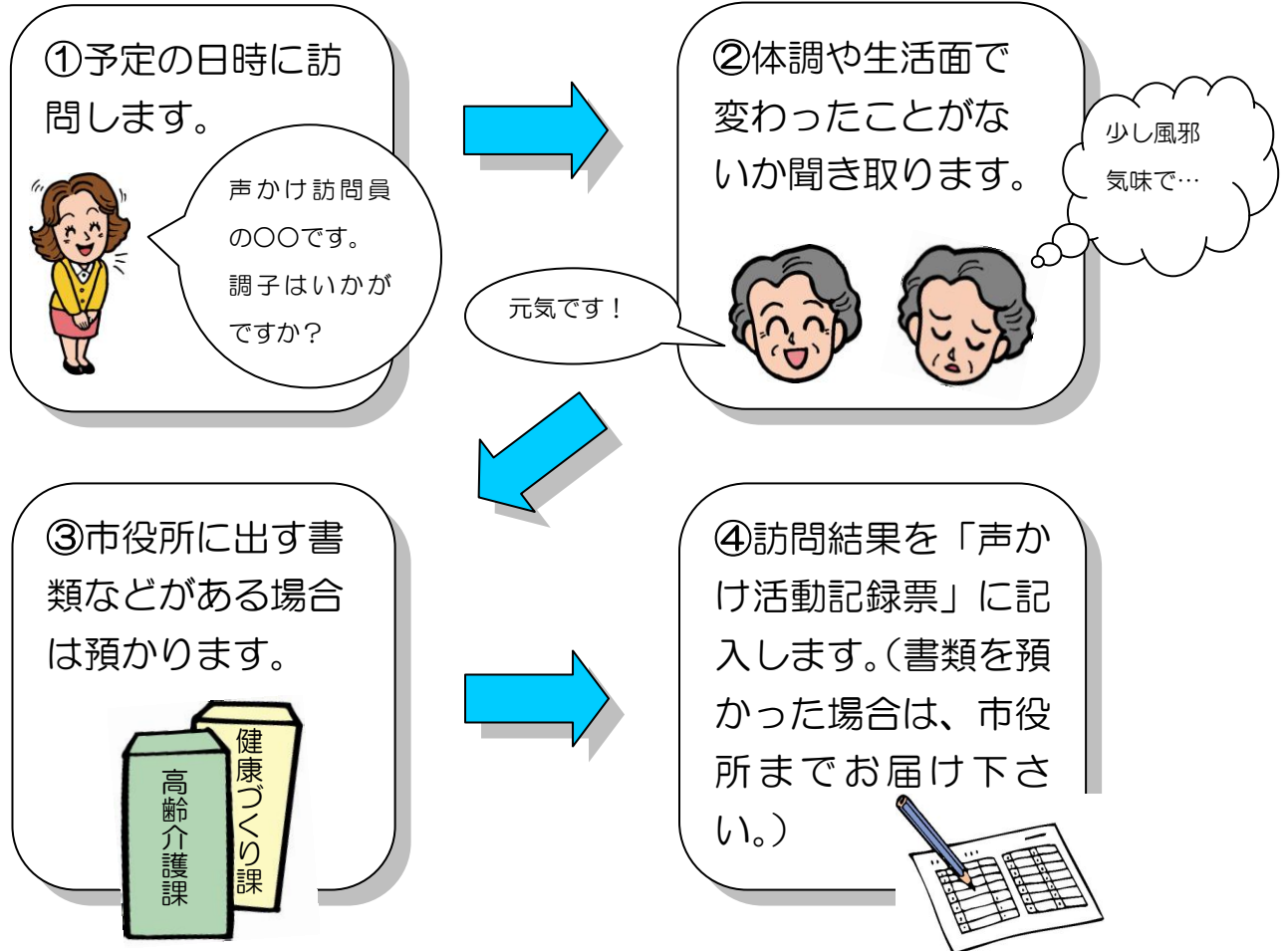
##### 社会福祉協議会



②担当の声かけ訪問員が決定したら、決定通知書を送付します。  
また、必要時には声かけ対象者と声かけ訪問員の連絡調整等も行います。

## 4 活動の方法について

### <声かけの場合>



**※緊急時には警察・救急の通報を優先してください！**

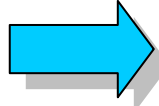
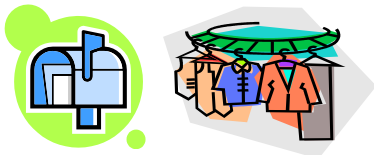
★訪問のポイント ～声かけ対象者と良い関係をつくるために～

- ◆訪問員としての活動中は、訪問員証（身分証明）を携帯してください。
- ◆事前に電話をしてから訪問するのも1つの方法です。
- ◆「声かけは玄関先を原則にする」、「それぞれの都合で次回はお休みする」など、お互いの負担にならないように工夫しましょう。（※1回の訪問時間は10～20分が目安です。）

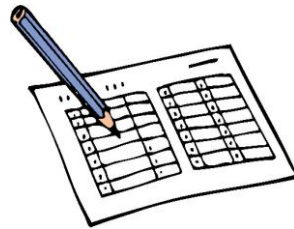


## <巡回確認の場合>

①予定の日時に巡回し、郵便物や洗濯物など、あらかじめ決めておいた観察ポイントを確認します。



②巡回結果を「声かけ活動記録票」に記入します。



**※緊急時には警察・救急の通報を優先してください！**

## 【重要！】

◆銀行の手続きや、支払いの代行など金品に関わる行為は行わないでください。（買い物の代行は「さんじょうご用聞き笑店街」の宅配が利用できます。）  
ただし、配達区域が決められています。

※その他の依頼で判断に迷う場合は、すぐに対応せず、社会福祉協議会や市に相談してください。



悩まずに  
お電話くだ  
さい！

## <訪問記録について>

「元気らかね」声かけ活動記録票を月1回、調整役（民生委員）に提出します。

### 記入例

#### 「元気らかね」声かけ活動記録票（ 24 年 4 月分）

○地名 東本成寺 ○声かけ訪問員氏名 社協 花子

○活動状況 結果：声かけ…①良好 ②心配 ③異常 ④緊急 のいずれかを番号で記入

巡回…⑤異常なし ⑥心配 ⑦異常 のいずれかを番号で記入

対象者氏名	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
三條 太郎		①								①							①							②											①
栄 一郎						①														①									⑤						
下田 次郎、ハナ				①																①						②									

連絡事項・特記事項等

三條 太郎さん 23日、食欲がなく風邪気味とのことでした。

栄 一郎さん 13日、電話で安否を確認しました。

下田 次郎さん、ハナさん 11日、スーパーでお会いしました。

## 5 その他の留意事項

◆訪問などによって知り得た個人情報の取扱いには十分な注意が必要です。（例：訪問に関する記録やメモなどを置き去りにしない。世間話の感覚で知人、友人などに情報を漏らさないなど…）

◆訪問などの活動中に事故やケガにあったら、すぐに社会福祉協議会又は市に連絡してください。（活動保険が適用される場合があります。）

## 6 関係機関などの連絡先

名 称	住 所	電話番号
三条市社会福祉協議会	三条市東本成寺 2番1号	33-8511
三条市役所 高齢介護課 高齢福祉係	三条市旭町二丁目 3番1号	34-5511 内線448
地域包括支援センター 嵐北（うらだての里内）	三条市東裏館三丁目 6番58号	36-0620
三条警察署	三条市旭町二丁目 12番13号	33-0110 （緊急110番）
三条市 消防本部・消防署	三条市西裏館三丁目 3番10号	34-1111 （緊急119番）